

令和3年度 指定管理者評価シート

■指定管理施設

施設名	波多江1放課後児童クラブほか 全15施設(支援の単位)	施設所在地	糸島市糸島市波多江駅北四丁目12番2号 ほか
設置目的	児童福祉法第21条の9に規定する放課後児童健全育成事業を行う放課後児童クラブの運営 (波多江、東風、雷山、怡土、可也、桜野、引津)		
指定管理者名	特定非営利活動法人いとしま児童クラブ	団体所在地	糸島市前原東三丁目8番17号
指定期間	平成29年4月1日から令和4年3月31日まで	評価対象年	指定期間5年のうち5年目
指定管理の主な業務	<ul style="list-style-type: none"> ・児童クラブを利用する児童に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る業務 ・児童クラブの入所の承諾等に関する業務 ・児童クラブの利用に係る料金の徴収に関する業務 ・児童クラブの施設及び設備の維持管理 		
評価者名 (施設所管課長名)	子ども課長 成吉伸一		

■施設の利用状況

施設利用状況を示す指標	単位	計画値		指定期間中の実績				
		令和	年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
① 利用児童数(年平均)	人	-		689	688	683	687	700
②								
施設利用状況の特記事項								

自主事業の実施の有無	無						
自主事業の主な内容							
自主事業の実績を示す指標	単位	指定期間中の自主事業の実績					
		令和	年度	令和	年度	令和	年度
①							
②							

■利用者アンケート等の結果

利用者アンケート等の 実施期間・手法	実施なし
利用者アンケート等の結果	

■評価

【評価区分: 優れている(4点)、適正である(3点)、改善が必要である(2点)、抜本的な見直しが必要である(1点)】

項目	評価の視点	得点
1 業務の履行に関すること		
1-1	協定や仕様等に基づき、指定管理業務が実施されているか	3
1-2	職員の人員配置は指定管理業務の実施にあたり適正であるか	2
1-3	職員の労働条件は適正に保たれているか(賃金、労働時間等)	3
1-4	職員に対して必要な研修等を実施し、資質向上に努めているか	2
1-5	法令が遵守されているか(法定点検や検査等を含む)	4
1-6	開館日、開館時間は守られているか	4
1-7	施設、設備、備品の管理は公共施設点検マニュアル等に基づき行われているか	2

1-8	利用の許可・制限が条例規則、仕様書に沿って実施されているか	3
1-9	普段から利用者の意見を把握し、苦情等に適切に対処しているか	3
1-10	指定管理業務の履行が確認できる諸帳簿が整備・保存されているか	3
1-11	個人情報適切に取り扱われているか	3
1-12	適正な会計・経理事務が行われているか(利用料の適正徴収を含む)	3
1-13	経費節減の取組がみられるか	3
1-14	市への報告及び必要書類の提出は、遅延なく適宜行われているか	3
得点小計		41
2 サービスの質に関すること		
2-1	利用者に対するサービス向上の取組がみられるか	2
2-2	施設及び敷地内は清掃が行き届き、清潔に保たれているか	2
2-3	施設の設置目的に沿った利用者の増加に資する取組がみられるか	2
2-4	職員の接遇態度(マナー、言葉づかい、服装等)は利用者にとって適切か	3
2-5	利用者アンケート等の結果から利用者の満足度を把握し、運営に反映しているか	2
2-6	施設の認知や利用拡大のため、広報や情報発信は適宜行われているか	3
2-7	自主事業の実施により、施設の魅力向上を図っているか	2
得点小計		16
3 その他		
3-1		
3-2		
3-3		
得点小計		0
得点合計		57
得点率 (合計点/(4点×評価項目数))		0.65

総合評価	理由 (評価項目の得点が1点、2点の項目は具体的に改善すべき事項も記載)
	メール配信システムの導入による緊急時連絡手段の構築など、前年度の指摘事項について改善が見られたことは評価できる。資格を有した支援員の配置、夏季などの利用希望者増への対応など改善が必要である点も見受けられた。

【総合評価判定の目安】

- ◎ 優良 …… 0.82～1 ○ 適正 …… 0.63～0.81
△ 改善必要 …… 0.44～0.62 × 抜本的見直し必要 …… 0.25～0.43

■指導及び助言

■前年度評価の「指導及び助言」内容に関する対応状況(市による改善の指摘があった場合)

- 改善済 改善未済 指摘なし